



子どもからお年寄りまで、仲間と一緒にいろいろなことを学んだり楽しんだり、生涯学習にチャレンジしましょう。

今回は、『大東公民館 囲碁講座』などについてお知らせいたします。



囲碁講座に皆さんも参加してみませんか。

# 伝

[Information]

## 「生涯学習だより」

### 大東公民館 囲碁講座

7月8日(日)から、小・中学生を対象に、囲碁講座を始めました。囲碁は、集中力を養い脳の活性化を促すといわれています。講師をしていただく東郷久盛先生は「自分の体が続く限りずっと教えたいし、少しでも子どもたちの健やかな成長の手助けにもなれば」と頑張っています。小・中学生の皆さん、ぜひ一度大東公民館に遊びに来てみてください。

## 子育て支援情報 児童扶養手当について



今月は2つの児童扶養手当についてお知らせします。



### ■子育て支援

#### 児童扶養手当

母子(父子)家庭の生活安定と自立促進を通して児童福祉の増進を図ることを目的とする福祉制度。手当の支給にあたっては所得による支給制限があります。

#### 支給資格

次のいずれかの条件に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子、または一定の障がいがある場合は20歳未満の子)を監護している母、父または父母に代わって養育している者(児童と同居、監護し、生計を維持している人)が受給できます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母から引き続き1年以上上遺棄されている児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父・母とも不明である児童
- ・父または母が配偶者からの暴力の防止および被害者からの保護命令を受けた児童

#### 支給対象外

- ・日本国内に住所がない
- ・児童が父や母の死亡に伴う年金の加算対象になつていないとき
- ・児童が児童入所施設などに入所または里親に委託されているとき
- ・受給資格者が母(父)の場合、児童が父(母)と生計を同じくしているとき
- ・児童が父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき
- ・受給資格者が公的年金給付を受けることができるとき

- ・全部支給
- 児童1人につき41,430円
- (2人目のときは5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算)
- ・一部支給
- 児童1人につき41,420円
- (9,780円の範囲(2人目のときは、5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算))
- \*手当額については物価指数により変動します。

年の所得が限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止になります。

**手続き**  
市役所で認定請求の手続きをしてください(手続きをしなければ手当は受けられません)。

**特別児童扶養手当**  
特別児童扶養手当とは、20歳未満で身体または精神に重度、中度以上の障がいのある児童を監護している父、母、父母に代わってその児童を養育している者で一定の条件を満たす方が受給できる手当。手当は県に申請、認定後に対象児童の等級に応じて支給されます。

**手当額(平成24年4月1日現在)**

- ・1級(重度障害児) 月額50,400円
- ・2級(中等度障害児) 月額33,570円

**支給制限**  
前年(申請月が1月から6月までの場合は前々年)の所得が限度額以上の場合には支給停止されます。

●問い合わせ先 福祉保健課子育て支援係、自立支援係 ☎72-0333(内線504・510)

- 日時 毎週日曜日午前10時～正午
- 場所 大東公民館(大東支所)
- 内容 囲碁の基礎知識、対局
- 参加料 無料
- 申込み 随時受付いたします。
- 申込・問い合わせ先 大東支所 ☎74-2011

頃的生活を見つめ直し、子どもの願いや日ごろ考えていることなどについて話し合うことにより、温かい家庭づくりを進めましょう。

**【共働】**  
家族みんなで働く日とし、家事を分担したり、地域の奉仕活動などに参加するなど、家族が協力して働くふれあいのある家庭づくりを進めましょう。

**【共食】**  
家族みんなで食事をする日とし、1日の出来事を振り返ったり、楽しく語り合いながら心の通い合う家庭づくりを進めましょう。

体力づくりとニュースポーツの普及を目的に開催している『いたちみろかい! くしまんふれあいスポーツフェスタ2012』に計画しています。詳細は決定し次第、広報紙などにてお知らせいたします。皆さんの参加をお待ちしています。

**【共遊】**  
家族みんなで体を動かす日とし、スポーツや野外活動に家族そろって参加し、心地よい汗を流し健康的な家庭づくりを進めましょう。

**毎月第3日曜日は『家庭の日』**  
青少年の健全な育成に関し家庭の役割についての理解を深めるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」として定めています。「家庭の日」には、5つの『共感活動』を通して、温かい家族の心のふれあいを持ち、明るく楽しく過ごすきっかけとしてみませんか?

**【共話】**  
家族みんなで話し合う日とし、日

●問い合わせ先 串間市教育委員会 生涯学習課 ☎内線379